

第1回岩手県犯罪被害者等支援審議会の論点整理

1 推進体制関係（コーディネーター設置等）

項目	審議会での意見	計画素案への反映状況 (素案記載頁)
(1) コーディネーター 及び調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スーパーバイズの機能を持ったコーディネーター専門職がいる</u>ということが大事である。(尾崎委員) ・ 県、県警、市町村や関係団体で構成する <u>調整会議が関係者で情報共有するうえで重要</u>である。(尾崎委員) 	I-1 総合的支援体制の強化 (14 ページ)
(2) 相談対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町村では、生活支援について具体的にどうすべきか分からないこともあると思う。今ある制度を使っていろいろできる部分もあるだろうし、新しくやらなければいけないこともあるので、計画の中で具体的に書き上げていくことが必要</u>である。(中谷委員) 	I-3 市町村における支援体制の充実 (19～21 ページ) ※上記のほか、各項に「市町村に期待される取組」を記載
(3) 相談以外の対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被害者等の精神科受診が、予約が詰まっていますなかなかできない</u>という現状がある。(中谷委員) 	II-1 心身に受けた影響からの回復 (29～30 ページ)

2 経済的支援関係（見舞金、支援金等）

審議会での意見	計画素案への反映状況 (素案記載頁)
<ul style="list-style-type: none"> ・見舞金についてどういう形にするか検討する必要がある。(尾崎委員) ・見舞金ではなく、<u>実際にかかった費用を支給する緊急支援金を県や市町村で支給できないか。</u>(小田委員) ・経済的支援の他の方法として、かかった費用を具体的に特定せずに<u>無利子の貸付制度</u>を県で整備するというのもあると思う。(尾崎委員) 	III-2 経済的負担の軽減 (40～41 ページ)

3 その他

項目	審議会での意見	計画素案への反映状況 (素案記載頁)
(1) 学校を中心とした犯罪予防の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害支援のみならず、<u>犯罪予防的なことができないか。</u>(村井委員) ・<u>犯罪予防教育については、大人、子供それぞれに行う必要がある、県の教育委員会とも連携をとりながら、この計画を作っていくということが必要ではないか。</u>(中谷委員) 	IV-1 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発 (46～51 ページ)
(2) 都道府県間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者とその家族がどこに住むことになっても支援が受けられるためには<u>都道府県間における情報の共有体制を構築していくことが必要</u>である。(尾崎委員) 	I-1 総合的支援体制の強化 (14 ページ)
(3) 性犯罪被害検査体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害の場合、後になって警察に話をしたいといっても証拠がないと警察は動けないので、産婦人科を受診した時点で刑事告訴の意思が無くても<u>証拠が確保できるよう、検査キットを相談機関に整備しておくことも必要ではないか。</u>(村井委員) 	I-1 総合的支援体制の強化 (15 ページ) II-1 心身に受けた影響からの回復（再掲） (30 ページ)
(4) 住居の確保等生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>例えば県営住宅の優先的な入居など、そういった具体的な生活の支援にどうつなげていけるのかということも計画の中に入れるべきである。</u>(中谷委員) 	III-3 居住の安定 (43～45 ページ)